第８回　倉敷市動物愛護管理審議会議事録

日時　平成２４年２月１５日（水）１３：３０～１５：３０
場所　くらしき健康福祉プラザ　２０１研修室
出席者　小林会長、横山副会長、池田委員、磯田委員、岡本委員、亀山委員、瀧本委員、原田委員、松尾委員、守屋委員　以上１０名
傍聴者０名　報道機関０社

１．開会
所長挨拶

２．議事
会長：
　では、議事に入らせていただきます。この動物愛護管理審議会は、平成 20 年 12 月 16 日に市長の諮問を受け、平成 22 年３月 24 日に答申いたしまして、昨年は、行政と地域との架け橋となる人材の育成プログラムについて審議するため、育成部会を立ち上げ、その審議結果について前回の第７回審議会で審議したところであります。そこで承認を受けた倉敷市犬・ねこ等適正飼育啓発員の養成を今年度より開始し、活動を 10 月１日より始めたところです。本日の審議会の予定として、まず議事の１としてその啓発員の養成から活動を始めたあたりまでの活動報告を事務局からいただき、それについてのご意見を述べていただいてから、その後、前回報告された、答申に基づく倉敷市の取り組みがその後どのようになっているか、説明をいただきたいと思います。よろしくおねがいいたします。

事務局：
　それでは、私の方から報告させていただきます。
　スライドお願いします。
　倉敷市犬・ねこ等適正飼育啓発員、以下啓発員と言います、の啓発員の選出から、実際に制度が始まり、現在に至るまでの経過報告をさせていただきたいと思います。
　スライドお願いします。
　まず、啓発員の選出方法ですが、前回の審議会において、犬・ねこ等に関する苦情相談の発生状況等に基づいて３小学校区を選定して、その学区で、犬・ねこ等の問題に関心があり、活動する意欲のある人から啓発員を選任するということになっておりました。
それを受けて、倉敷市環境衛生協議会に打診したところ、協力いただけるとのことでしたので、理事会等にて苦情相談の発生状況及び啓発員制度の説明をさせていただきました。
その結果、万寿東、老松、中洲の３小学校区の委員より承諾を得ることができましたので、各地区より３～４名の選出をおねがいしたところ、万寿東小学校区より４名、老松、中洲両小学校区より３名ずつの合計 10 名の啓発員候補者を得ることができました。
　スライドお願いします。
　選出された啓発員候補者の方々に対し、平成 23 年７月より月に一回、各回２時間程度で３回の養成講習会を行いました。
各回の大まかなカリキュラムは以下のとおりです。
　スライドお願いします。
　資料の７ページをご覧ください。第１回目の講習として、まず啓発員制度についての説明を行い、その後、関係する法令、動物の愛護及び管理に関する法律、また条令、狂犬病予防法などについて講義しました。また飼い主としての義務、マナーも含めて分かりやすいようケーススタディを交えながらお話しました。
　スライドお願いします。

資料の 11 ページをごらんください。第２回は、池田委員を講師に迎え、犬やねこの適正な飼い方についての講義、また、東日本大震災被災地における活動についてのお話などもいただきました。

スライドお願いします。

資料の 16 ページをご覧ください。第３回は、日常的な、具体的な業務の内容をご紹介し、実際の犬舎や捕獲器などもお見せしました。また、動物管理係以外の関連する相談窓口についても説明させていただき、その後、啓発員としての契約についての説明を行いました。資料 17 ページには、講習の終了証、資料 18、19 ページに啓発員証のサンプルをお示しします。これらをお渡しし、10 月１日より活動を開始することとなりました。

スライドお願いします。

委託期間は、平成 23 年 10 月１日から平成 24 年３月 31 日までとなりました。委託料は半年分の 2,500 円となります。

スライドお願いします。

10 月１日以降、動物管理係として活動を盛り上げて行こうと、資料 20、21 ページのように「くらしきペットサポーターNEWS」を発行したり、養成講習会時に要望のあった、資料 22 ページから 27 ページにお示ししますようなミニ看板を製作したり、動物管理係で保有しているチラシ、パンフレットなどをお渡しするといったことを行いました。
ミニ看板は、大きさはＡ４サイズで、ラミネート加工したものです。現在のところ 80 枚ほど作成しています。チラシ等も 100 枚ほどお渡ししています。

スライドお願いします。

では、啓発員からの活動報告に移りたいと思います。活動報告は、２ヶ月に１度となっておりますので、最初の報告は 12 月に入ってからでした。啓発員の報告書をまとめるとこのようになります。資料９、10 ページの記入例を参考にしながらご覧ください。町内会等に出席し、啓発員制度についての説明を行っていたり、適正な飼い方についてのパンフレットを配布したりといったことが 12 件。町内へ、直接、または回覧板を通じて、チラシを配布した枚数が、日誌を確認したところ、482 枚。直接、ペットを飼っている家を訪問し、説明をしたものが 26 件。電話にて、説明をしたものが１件。

スライドお願いします。

それ以外にも、資料 21 ページのように、万寿東地区では、４人の啓発員が協力をし、糞が放置されている場所を調査されていましたし、その他の地区でも、日課のようにパトロールを行ったり、先ほど申し上げたミニ看板や、自作の看板を設置したり、ねこの糞で困っているといった苦情を受けたり、隣接する町内会長へも制度の説明を行い、活動の協力を要請したり、自分が所属する団体でも、説明を行ったりといったことをされていました。その他、迷い犬を保護し、飼い主を見つけることができたといった報告もありました。また、環境衛生協議会の広報誌にも記事を書いたといったこともされていました。

スライドお願いします。

報告書にある、自由に感想などを書けるスペースには、このようなことが書かれていました。広報くらしきで、適正飼育についての特集を組んでほしい、そのときは犬を表紙にしたら、注目されるのではないかといった意見。報告書を送ることにあたり、返信用の封筒は準備しましたが、切手が貼ってないため、その郵送料や、そもそも講習会の時点で契約すべきで、そのときの交通費も支給するべきだといった意見。自分たちがやるのではなく、保健所の職員が飼い方の講習会をすればよいのではないかといった意見。平成 24 年１月より施行されている、新しい条例「倉敷市飼い犬ふん害防止条例」に対する期待が寄せられました。

スライドお願いします。

ここで、少しこの「倉敷市飼い犬ふん害防止条例」についてご説明をさせていただきたいと思います。平成 23 年９月議会にて議員立法により制定され、平成 24 年１月より施行された新しい条例です。犬の糞については、環境衛生課が所管しております、倉敷市環境

美化条例において定められていたところでありますが、そこから一歩進んだ形となっております。環境美化条例と比較して変更となった点として、犬を連れて歩くときは、糞を処理するための道具を持たなければならないという点、また道路、河川、公園、学校その他公共の土地、建物だけではなく、他人の土地においても、市長に指定された職員は、持ち帰らない飼い主に対し、糞を持ち帰るよう命ずることができる、さらに、命令に従わない場合は、１万円以下の過料に処せられるといった点があります。過料については罰金とは違い、指定職員が徴収することができるため、以前の３万円以下の罰金よりは、効き目があるのではないかと期待されるところです。この指定職員とは、現在112名おりまして、市職員のうち、環境衛生課、道路管理課、耕地水路課、公園緑地課、農林水産課、支所でこれらの業務を担当している職員、そして生活衛生課で構成されています。

スライドお願いします。

先日２月10日に、12、１月分の活動報告をいただくため、啓発員のみなさんに集まっていただいてお話を聞く機会を設けました。なにぶん時期が時期で、資料をお送りするまでには間に合いませんでした。では、追加の資料をご覧ください。10、11月分と同様に、報告書をまとめました。町内会等に出席し、啓発したが７件、チラシを配布した枚数が、436枚。直接、ペットを飼っている家を訪問し、説明をしたものが４件、電話にて、説明をしたものが２件でした。

スライドお願いします。

その他の活動になりますが。東万寿地区では引き続き地区の糞の調査を行っています。これは前回とは違う地区だそうです。多くの方が日常的に散歩をするよう努めているようで、糞の確認をしながら歩いているとのことでした。また、役員会でも飼い方の啓発や、啓発員制度のＰＲを行ったり、怪我をして散歩ができないといって犬を放し飼いにしていた飼い主に、知人等に散歩を代わってもらえないかとお願いしてみれば、とアドバイスをしたという報告がありました。また、保健所に以前から寄せられている苦情の元となっている飼い主について、何か情報はないか聞いてみたところ、その地区の啓発員自身は聞いたことがないとのことだったのですが、その後確認してくださったこともありました。

スライドお願いします。

報告書にあった感想・意見ですが、犬の糞をどうやって捨てればよいか分かっていない人が多いとのことで、普通に燃えるごみとしてごみに出すことができるということも、チラシに加えて周知してほしいといったことや、せっかく啓発員制度を３地区だけでやっているのだから、この地区でだけでも出向いて飼い方教室を行い、糞を外でさせないしつけなども教えたらよいのではないか、といったご意見、飼い主のモラルの向上のために、市民に学習する機会を設けてみたらよいのではないか、といったご意見などがありました。また、感想として、ミニ看板を設置したおかげか、糞が減ったような気がするといったものや、日頃から道端の糞が気になるようになったといったものがありました。この写真は、２月10日の報告会の時のものですが、その報告会中でも、今は犬の糞の対策をメインに活動したいといった意見がありまして、ミニ看板でも作製するのは糞に関するものばかりで、やはり今は、犬の糞の対策を重点的にやっていくことでよいのではないかと感じました。また、この報告会のおかげでしょうか、他の地区の活動を参考にしてがんばろうと話している地区もあり、報告会も今後時々開催して、保健所も含めたお互いのモチベーションアップにつながればよいと思いました。

報告は以上です。

会長：

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告について、ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。

委員：

３地区を指定して取り組んでいるということですが、それぞれの地区の人口か世帯数かが分かれば、大いに参考になると思うのですが。

事務局：
３地区というのは、説明会の後にやってもいいよとおっしゃってくださった地区です。説明会では、犬や猫の苦情の件数が多い３地区を挙げさせていただきましたが、それは現在の３地区ではありません。結局実施しているのは、本当に苦情の多いところというわけでもありません。

委員：
それは分かりますが、例えば万寿東地区の小学校区の人口や世帯数の数がもし分かれば、参考にしたいと思って尋ねました。

事務局：
申し訳ありませんが、今回そういう資料は用意しておりません。人口や世帯数だけで決めたわけではないということです。

委員：
３地区は全体の流れの中で決めていったということですね。

事務局：
はい。

委員：
もう一点。さっきの説明の中のアドバイスで、犬の糞の処理の仕方について、燃えるゴミとして出せばいいですよという話が出ましたが、それは、糞の少ない小型犬の場合、可燃ごみとして出すというのもまだそれほど問題でないと思います。しかし、大型犬を２匹も３匹も飼っている人が、その糞を可燃ごみとして出した場合、それを収集に行った職員に糞が飛び散るということがありました。そういうことで、私も現場で色々対応した経緯がありますが、相当な量の糞が可燃ごみとして出されたら、収集する側の方からしたら悪臭等で大変だろうと思います。私はその当時、どうしても庭先に埋めるところがないという場合は、人間の糞と同じようなかたちで処理してくださいと言っておりました。確かに一般的に可燃ごみに出すということは大丈夫でしょうけども、収集する際にスタッフに糞が飛び散って困ったという経験があるので、啓発するときに可燃ごみで出せと言ってしまうのは、ちょっと違和感があります。

会長：
ありがとうございました。糞の処理について、可燃ごみだけではなく、他の選択肢もありますよということですね。

事務局：
これは、あくまで啓発員からの要望ということで出た話で、そもそも、ごみの出し方の啓発ということについて、私共はあまり考えたことがなかったわけです。報告されて初めて気づいた次第ですので、まだ啓発したことはありません。守屋委員のお言葉を受け止めて、今後に当たりたいと思います。

会長：

そうですね。そういった選択肢の用意ができれば、可燃ごみ以外にこういうやり方もありますよと言えますね。

事務局：
はい。

会長：
ありがとうございました。他にいかがですか。

委員：
今、市も県も含めてですが、動物取扱業、ブリーダーでも多量に糞が出ますので、どう処理するのかが問題になっています。それともう１つ、先程の守屋委員の質問について、私はこの前の資料を持っておりまして、人口については、老松地区は１万５千人、万寿東地区では８千百人、それから中洲地区では１万５千人となっております。

会長：
ありがとうございました。他にご意見はありませんでしょうか。

委員：
糞の話に似たようなことですが、屋内で飼っている人は、犬ねこのトイレ用の砂に尿や糞を吸わせてゴミステーションに出したりします。それが掃除当番のときに来てみたら、収集されずに置いていかれていたことがありました。ごみを収集する側が、何か嫌なことや都合の悪いことがあるのかなと思いました。やっぱり臭いますし、きちんとビニール袋に入れてごみに出して欲しい。きちんと新聞などで包んでいなければ、そのまま置いていかれているので、仕方なく新聞紙で包むと、やっと収集してもらえました。市ではどういう取り決めになっているのですか。

会長：
どのようになっていますか。規制があるのか、野放しなのかその辺りを。

事務局：
申し訳ありませんが、私共ではその辺りは存じていません。

委員：
トイレの砂の件ですが、製品として素材が色々ありますので、焼却できるものもあれば、埋め立てゴミとなるものもあります。もしかしたら、収集されなかったのは埋め立てゴミと思われたからではないですか。素材の違いは製品として大きく書いていないので、患者さんなどから、どうしたらよいかと相談を受けることもあります。その際は、トイレの砂を袋ごと持ってきてもらい、袋に書いてあることを読んで伝えますが、字が小さくて読めないということはあったりします。

会長：
特に室内犬では、そのようにしないとごみに出せないでしょうかね。

委員：
よくあるのは、小型犬では糞尿を砂にさせないで、ペットシートにさせる。糞は水洗トイレに流して、それからシーツだけ可燃ごみとして出すということがあります。

会長：
素材によって捨て方が様々なのですね。

委員：
結局は、出す側の知識とモラルでしょうかね。

会長：
やはり、取扱説明書をよく読んでいただかないと、捨てるときにどうごみを出してよいか分からないものなのですね。

委員：
今言われた処理の方法ですが、特に燃焼の場合は焼却炉の問題などもあり、こうしてくださいと全体で言うのは、岡山県では無理なのではないかと思われます。今言われたように、パッケージに書いてあるものも、自治体の指示に従ってくださいと、逃げるような言葉が書いてありますよね。今は環境のことを考えて、素材が紙や木になっていますが、その辺りについて全体としてもう一度考えることが必要だと思います。

会長：
ありがとうございました。他にご意見はございますか。

委員：
このペットサポーターの活動は、なかなか良い結果が出るのではと期待するところですが、この制度が市全域で施行される予定はあるのかということと、このペットサポーターに犬の登録や狂犬病予防注射についてのＰＲをお願いするようになるのかということ、その辺りいかがでしょうか。

会長：
いかがですか。登録であるとか注射であるとか、そういうものを啓発員の活動の中に入れる予定はありますか。

事務局：
それはもちろんやっていただきたいことですが、実際は活動報告によると、一番身近で苦情もよく受けるということで、糞になりがちになっています。できたら糞の問題をメインでやっていきたいという感想もありました。

会長：
そうですね。サポーターは糞だとか尿の問題に向きがちですよね。狂犬病の注射をしないことが、地域住民に対して臭いなどの問題と同じように話題にはなりませんよね。

委員：
近いうちに真備地区において、飼い犬ふん害防止条例の施行について、みなさんよく守りましょうということで、ごみの減量の話と併せて各組合で回覧する予定になっていますが、せめてこの３学区については、こういったことをなるべく個人に周知徹底をしていくとよいのではないでしょうか。モデル地区であっても、その学区がモデル地区になっているということが、なかなか周知できていないようです。やはり全市というのは難しくても、モデル地区ぐらいは、ここはモデル地区に指定しているという看板を出して、モデル地区として取り組んでいる宣伝をしていったらどうでしょうか。

会長：
　この３つのエリアについて、この地域はモデル地区であると、市民の方には伝えているのですか。

事務局：
　啓発員の人にお願いしているところではあります。資料の最後に付けた「くらしきペットサポーター始めました」を配布して見ていただいております。

会長：
　倉敷市の広報に掲載したり、ホームページで公開したりすれば、さらによく分かるのではないかと思います。

事務局：
　今後、検討してまいりたいと思います。

会長：
　よろしくお願いします。

委員：
　その関連で、例えばそのモデル地区用の啓発チラシ等を作っていただければ、環境衛生協議会で年に２回会報誌を会員の全戸に配っているので、それと一緒に配布することができると思います。このような感じで協議会として協力できるのではないかと思います。知らないという状況はまずいと思いますので、ぜひ何か具体的なことをしてほしいと思います。

会長：
　保健所サイドでできる方法を検討していって欲しいですね。この啓発員育成制度について、来年度はどのように予定していますか

事務局：
　現在の啓発員については、最初に任期は２年としておりますので、平成 24 年度も引き続き活動していただくよう、４月に委託契約を結ぶ予定です。制度を始め、活動を始めていただいてから、まだ半年ほどしかたっていないため、試行期間として今しばらくお時間をいただきたいと思います。啓発員の増員については、希望する地区があれば、引き続き、環境衛生協議会と協議しながら進めていきたいと存じます。

会長：
　ありがとうございました。まだモデル地区での啓発は始まったばかりですので、もう少し見ていきたいと思いますね。必要であれば、エリアを増やすことも検討していただければと思います。では、活動報告をこの会議としてご承認いただいてよろしいでしょうか。

（一同、承認）

会長：
　ありがとうございます。続きまして、議事の２番目に移りたいと思います。答申事項に対する倉敷市の現在の取り組みについてですが、まず事務局から説明をお願いします。

事務局：

それでは説明させていただきます。
前回に引き続き、答申に対するその後の取組みについて報告させていただきます。資料29ページもあわせてご覧ください。
スライドお願いします。
諮問事項１－１の適正な飼い方の啓発に関する事項についての取り組みでございますが、先ほどの話にあったように、引き続き啓発員制度の試行を継続していきたいと考えております。
この啓発員制度が始まって半年ほどたちましたが、当初は、啓発員の説明不足で、市民からの問い合わせがあったり、啓発員から何をやったらいいのか分からないので指示してほしいといった要望があったり、また、私どももまた、啓発員に具体的に何をおねがいすればよいのか分からない、といった状態でありましたが、現在は、啓発員自らパトロールや調査を行ったり、チラシ等も積極的に配布してくださっているので、徐々にではありますが、啓発員というものが固まりつつあるのではないかと感じております。しかし、啓発員によっては、かなりの数の印刷物を作成しており、その負担が気になるところです。委託料として考えていたのは、交通費や郵送料であったわけで、印刷代といったことまで含めると、かなり負担になっているのではないかと思われます。現在少しでも負担を和らげようということで、制限は設けてありますが、コピーはこちらで行うといったサポートも行っています。平成24年度も啓発員を増員するということになれば、新しい啓発員候補者に対し、再び講習会を開催し、啓発員として委託することになろうかと思います。倉敷市といたしましては、啓発員が活動しやすい、活動を盛り上げていくという取り組みをこれからも続けていきたいと存じます。
スライドおねがいします。
諮問事項１－２の飼い犬の登録、狂犬病予防注射の徹底についての進捗状況でございますが、まず前回の審議会の報告の時には集計が出ていなかった、市民アンケートの結果を報告させていただきます。アンケート回答者962人のうち33.9％が動物を飼っていると回答し、その動物を飼っていると回答した人のうちの６割 226 人が犬を飼っているそうです。さらに、犬を飼っている人のうちの４割177人しか登録していないという結果が出ています。これを倉敷市民約48万人約20万世帯に対して、当てはめてみると、犬は約４万頭いることになり、また、登録頭数は約１万８千頭となります。実際の登録数は約２万３千頭ですが死亡や失踪など、有効な頭数は少ないのかもしれません。まだまだ啓発していく必要を感じます。その啓発の一環として、犬鑑札のデザインを変更し、平成23年７月ごろより順次交付し始めました。市民からの反応もなかなか上々ですが、例年より登録数が増えたというデータはまだありません。今後は、注射済票のデザインについても改良を検討していきたいと思います。注射済票のホルダーの配布についてですが、これも現在継続しております。今年度より、岡山市の動物病院の一部でも倉敷市の鑑札、注射済票の交付ができるようになりましたし、定期監視など機会あるごとに動物取扱業者への周知も行っております。
スライドお願いします。
諮問事項２の、犬・ねこの殺処分数削減の取り組みに関連する事項でございますが、今年度は１月までで、321頭の所有者不明犬を捕獲収容し、飼い主より113頭の犬を引き取っております。殺処分頭数は、スライドのとおり218頭ですので、殺処分率は50.2％となります。昨年度は同時期66.3％ですのでかなり減少していると言えます。これは、譲渡頭数が伸びていることが大きいと思われます。ねこについても殺処分数はかなり減少しておりますが、これは、所有者不明ねこ収容匹数、飼い主よりの引取り匹数がともに減少しているためです。今年度より、啓発パネルを作成し、イベントや、収容施設内にて掲示したり、ホームページでは、譲渡に関するページを新たに作成したり、収容した犬、ねこの写真を掲載したりしております。また、安易に引取ってほしいという相談には、貰い手を捜す、しつけをするなど、殺処分しなくてよい方法をアドバイス、指導を続けております。

スライドお願いします。
諮問事項３の犬・ねこ以外の特定動物に関する事項については、特定動物を飼育するには許可が必要であり、安易に飼育すべきでないことを、引き続き動物取扱業者を通じて周知していくこと、ホームページの内容もさらなる改善を目指しております。倉敷市の答申に対する取り組みについては、以上です。
それから、この動物愛護管理審議会の今後の予定ですが、審議会委員のみなさまは、この12月15日で任期が切れますので、それまでに一度審議会を開催し、進捗状況を報告させていただきたいと考えております。ご意見などがございましたら、お願いします。
スライドは以上です。

会長：
ありがとうございました。この答申に対して、その後の進捗状況などについて、今の説明で委員の皆さんからご意見、ご質問はありますか。

副会長：
先程、犬の登録数が２万３千頭とのことですが、狂犬病予防注射の実施率はどういう状況でしょうか。

事務局：
昨年は１万１千頭ほどになりますので、パーセンテージで言えば50％を切っていることになります。

会長：
もうちょっと上がった方がいいですね。

副会長
70％は欲しいですね。

会長：
仮に日本に狂犬病が入ってくるとなると、50％ではちょっとリスクが高いですね。

委員：
70％はほしいですね。

会長：
70％に達していないということならば、実施率を上げる手立てを考えないといけないですね。

副会長：
登録された方が適正に死亡届を出されていないとか、その辺のこともありますよね。登録の上ではずっと生きている犬もあるかと思うので、そういうこともあると思います。

会長：
人は亡くなれば死亡診断書や届出がきちんと出るということはありますが、犬の場合、死亡したときに保健所で把握しきれないということになると、正確な値を出すのはちょっと難しいということになりますね。

委員：

今のことで一番言い辛いことなのですが、狂犬病予防注射だけを打っている人が多いことをみなさんご存知ですよね、注射を打ったという証明書は出ていると思いますので、これをいかに済票の交付につなげるかということを早急に考えるのが一番だと思います。例えば広報で、注射を打っただけでは駄目で、ちゃんと済票の交付を受けていないと法律的に認められていないということを周知できるのではないかと思いますので、その部分をもう少し何とかしていってほしいと思います。

会長：
難しい問題ですが、瀧本先生、どうですか。

委員：
我々も、注射を打っているだけの人と向き合うのは難しい。それはどうしてかというと、注射しかしないところで打った人は、それで完了だと思っているわけです。そうじゃなくて、ちゃんと済票の交付を受けてそこで完了ですよと話しても、注射を打ったのになんでお金をまた払わないといけないのかと言われることがあります。実際に向こうのグループで打っている理由としては安いからという理由があるので、お金を出したくないという人にお金を出してくださいと言うのはなかなか難しい。そういう人で、改めてうちの病院で注射を打った人に登録がないと伝えると、今まで向こうでしていたからそんなはずはないと言われるので、保健所に問い合わせてみると登録をしていないという話がある。僕らも努力はしているが、客商売なので、なかなか強く言い辛い。ご理解いただけない方というのは、お金が絡むと難しい。そういうのをなんとか水際で食い止められないかということで努力はしているのですが、獣医師会の中にもそこまでする必要は無いのではないかという意見もあるので、獣医師会よりも、なぜか注射を打っているだけのグループの方が力を持っているような状態になっています。

会長：
予防接種は獣医師が行うものですが、登録というのは獣医師がするものと領域が違いますよね。登録を妨げている要因はなんでしょうか。

委員：
登録手数料でしょうね。

会長：
これは全国共通なのでしょうか。

委員：
多分、岡山県は一番安いと思います。

会長：
高いところではどのくらいなのでしょうか。

委員
登録が５千円、全部合わせて１万くらいなると思います。

委員：
岡山県では、全部あせて８千円はいかない。登録は１回でいいですよね。

事務局：

岡山県では登録が３千円、済票の交付手数料550円をあわせた注射料が2,800円。これが日本で最低の金額ということです。もっと高いところでは、全部含めて８千円ぐらいになるところもあると思います。

会長：
登録料はどこも同じなのですか。

事務局：
登録は大体３千円くらいで、済票の交付料についても多くの自治体では550円ですが、注射代金で差が出るのかと思います。

会長：
登録料は大体同じなのですね。３千円が高いか安いかということがありますね。

委員：
今は犬の寿命が 15 年として、３千円を寿命で割ってみれば一年当たりいくらですよと、そういう言い方に変わっていかないと、毎回３千円払うというイメージがみなさんにある。言い換えると、１回登録してもらえればいいことを知って欲しいと思います。

会長：
予防接種というのは年に１回受けないといけないのですが、登録料は１回だけということですよね。

委員：
他府県に登録し直したときの登録料はどうでしょうか。

事務局：
変更だけなら、お金はいりません。

委員：
先ほどの注射を行うグループについてですが、今、他府県にも出張して大変なことになっています。
また注射については、まず動物取扱業者がきちんとしないといけないと思います。ブリーダーの大半の人が登録は意味が無いと言っていたりしますし、たくさん飼っていると登録料がかかりすぎると言ったりする人もいて、それは犬を売ったお金で払えばいいじゃないかと言ってあげたいのですが、それは難しいところです。動物取扱業の登録をするということは、商売をするということですから、その辺りをきっちり分かっていてもらわないと駄目だと思います。
財団や動物愛護センターでは、日本で最後に発生した狂犬病の写真や画像を持っていると思いますが、私はそれを全国のみなさんへ見せるべきだと思います。今回の震災でも一番困っているのはその辺りです。かわいそうと言っている愛護の人もたくさんいるが、現実的には、怖がっている人もいます。
人間は住民登録が必要ですが、犬が自分の家族だというのであれば、登録するべきだと思います。自分達は大丈夫と思っている市民は多いと思いますが、インフルエンザで10人死んだと大騒ぎになっているくらいなら、狂犬病は発症時の死亡率が100％で恐ろしい感染症だということを分かってほしい。動物取扱業の講習会ではもっとそういった啓発がされるべきだし、動物取扱業者がそれらを理解し、顧客に通知する等できないのであれば、動物取扱業は止めていただいてよいのでは、と私は思います。

会長：
　ありがとうございました。
　登録率を上げるためには、妨げている要因をはっきりさせて、できるだけ取り除いていかないといけないですし、予防注射については、狂犬病の怖さをアピールしていく必要があるということでしたが。

委員：
　やはり最初のところが肝心だと思います。タバコもそうだし、お酒も20歳以下は売った方も違反になります。売るところからきちんと規制をかけて、買う人がモラルと認識を持ってもらうこと、最初の業者のところに責任を持たせることも、ある意味必要ではないかと思います。

会長：
　以前は、簡単に犬を拾ったりして飼いはじめることができましたが、今はペットショップなどから手に入れることも増えているので、その辺がきちんとやれば、というご意見ですね。
　その他、いかがですかね。殺処分数がかなり減少しましたが、季節的な変動というものはあるのでしょうか。

事務局：
　季節的なものはないです。

会長：
　たとえば、年度末が多くなるとか。

事務局：
　かつての話ですが、年末に犬の処分をする人が多かったことはありますが、最近はそういう傾向は特にありません。

会長：
　月によって変わるのかと思いましたが、最近はそのようなことはないのですね。ねこは登録制度がないからか、いらなくなったらポイという人も多いということでしょうか。
　保健所から何かありますか。

事務局：
　特にありません。

会長：
　先程もあったように、審議会委員の任期は12月15日までですので、任期が切れるまでにもう一度審議会を開催する予定であると。12月までに行ないますか。

事務局：
　その予定です。

会長：
　今後の取り組みについて、委員の先生方、ご質問、ご意見ありませんか。

委員：
　動物愛護という言葉が先に立ってしまっていますが、大きい町内会には大体、ねこ屋敷が１つはあります。人は住んでいなくて、空き家にねこだけが居るという状態になっているわけですが、そういったことに携わる方は愛護派ばかりで、そうした際にその近所の住民はどうしようもなくなるということがあります。市議会でも飼い犬のふん害防止条例ができましたが、そういう啓発活動もしないと、動物愛護ばかりでは駄目だと思います。
　あと、市民の方々が啓発員制度をどれくらい知っているか、中州学区の人と話してみたら知らないが、酒津の人は知っていたということがあります。同じ学区の中でもそういう状況なので、啓発活動を根気よくやっていかなければいけないと感じます。保健福祉関係の人もどんどん言うべきだし、市として使えるメディアはどんどん使うべきだと思います。
　倉敷駅裏の市民公園は、犬ねこの出入りがオープンなので、それらが走り回っています。ですので、おそらく今後糞の問題が出てくるだろうと思われます。アウトレットパークも犬ねこなどペット同伴可となっていますが、ドッグラン状態になる可能性もあるかと思いますので、啓発活動をしていくべきだと思います。

委員：
　今言われたことに加えて、動物好きな人が公園などで餌を与えて、ねこが寄ってくるようになるのではないかも気になります。それからもう１つ、空家対策。そこで動物が子供生んで、餌を持ってくる人がいます。このことについて市議会でも考えていただきたいと思います。

委員：
　市の条例には、犬を繋がなければ10万円以下の罰金、遺棄は50万円以下の罰金、倉敷市環境美化条例でも３万円以下の罰金、この度のふん害防止条例では１万円以下の過料といった具合に、法律では罰則が具体的に書いてあります。金額を大きく上げれば法律上の抑止力にはなりますが、実際に適用していくようなことがあるのかと疑問に思います。ヨーロッパやアメリカなどのペット先進国では、アニマルポリスといったものや法律があり、守らなければ最悪禁固刑など厳しいルールがあります。
　日本でもペットと人の共存が進んでいく中ペット霊園ができたりする一方で、登録しなくてもいいというムードがあるなど、逆行する部分もあります。適正な飼い方を啓発していくと共に、法律で定められたことはしっかり取り締まっていき、それをメディアなども利用しながら、根強く進めていかなければなりません。これだけ立派な法律や条例があっても、ほとんど適用されていないのだから、実際に適用できる厳しい環境作りをするべきだと思います。倉敷市だけの問題ではありませんが、先進国の状況などを見ていくと、ペットの飼い方も社会的に厳しくしていかなければ、社会の安心や安全は維持できないのではないかと危惧しています。

会長：
　ありがとうございます。答申させていただいたものを、具体的にどのように実行していくのかということについて、サポーター制度を活用して引き続きやっていただき、問題点を引き出して、改善すべきところを改善していくと、そういう形で進めていきたいと私は考えておりますが、サポーターの力でどの程度まで周知徹底できるか難しいところです。倉敷市全体で行うということは人員的に難しいと思われますし、今の３つの地域について、サポーターの属性であるとか、どの程度理解しているかといったことを考えていくことも必要でしょう。サポーターになったからといって、すぐには活動できない人もいるだろうから、そうなるとなかなか効果が出ないかもしれません。そのような問題もあります。

委員：

サポーターに関する質問ですが、実際にその方々が活動していて非常に困ることや、人に対して注意をしたら逆上されたなど、そういったことなどはあったりしましたか。

事務局：
講習会でもそういった心配をされていた人もいらっしゃったので、そのときはまず保健所に連絡をくださいとお話しています。苦情処理は保健所の仕事ですし、サポーターの方々に苦情処理をしてほしいわけではありませんので、どんどん相談をしてくださいとお話しているおかげか、そのようなことは耳にしたことはありません。

委員：
保健所に苦情が流れていったということはありますか。

事務局：
特段ありませんが、３地区の中には、苦情者が啓発員の制度をご存知でなかったのか、直接保健所に言ってこられたという感じのものはありました。

委員：
その辺は上手く対応できているということですね。

事務局：
今のところは。

会長：
ありがとうございました。この３つの地域の啓発員は、そこに住んでらっしゃる方が啓発員になっているのですか。

事務局：
そうです。ですので、磯田委員がおっしゃられたように地域によってムラがあると思われます。ご自分の近所には回覧板などで回したなどの報告があるので、おそらくご近所は大丈夫かと思うのですが、学区内全体にまんべんなくということでは啓発できていないのだなと、先程の話を聞いていて思いました。

会長：
この人はＯＫだが、そうでない人もいることということですね。どのようなメディアを使えば効果的に啓発していけるのかを考えなくてはいけないですね。

委員：
先程の話で申し上げましたように、環境衛生協議会で広報誌を全戸に配っているので、それに挟んで配るのが、一番安くて手間がかからず、ある程度広くできるのではないかと思います。もし３地区においてそのような要請があれば、協議会としてはそのようにやる方向で話をしてもよいと私は思っています。真備地区においては、ごみが増えているという問題提起と、犬の糞の問題が条例化されましたということで、回覧で広報しましょうということで、パンフレットの配布を行います。サポーターの件については真備地区にはおりませんけれども、協議会では年に２回配りますので、わざわざコストのかかることをしなくても、そのように有効に活用してもらって、協議会としてもできるだけ協力していきたいと思います。

会長：

このスライドでご報告いただいたチラシの配布枚数について、啓発では163枚、日誌によると482枚となっていますが、これは全体でいえばどのくらいの割合ですか。

事務局：
全戸に配られているわけではありません。地区によっては回覧板だったり、全戸に配ったり、まちまちです。

会長：
例えば、万寿東地区では何件あって、どの程度配ったか。100％なのか 50％以下なのか、どのようになっているのですか。

事務局：
報告書に載せているのは全体を足した数なので、啓発員によっては手で配った、回覧板で回した、はたまた、うちの地区ではやっていませんということもあります。数字の表し方が良くないかもしれませんが、あれは全体の合計ということです。

会長：
地域によってはうまくいった、いかなかったがあると。せっかくなので、３つの地域でどこがどのくらいか、結果を出すときに集計するとよいかもしれませんね。

事務局：
分かりました。

会長：
他にいかがでしょうか。やらなければいけないことはたくさんありますので、きちんとデータを見て、改善すべき点を良く見てやっていくことが必要ですね。

委員：
倉敷での狂犬病予防注射の実施報告数が１万２千頭を切るということは、施策や取り組みや色々な結果を取り合わせてみて、しなければならないことはしないといけないと思います。きちんとした段階を踏んだ確実な対応をし、全国に発信できるような制度になっていってほしいと思います。

会長：
パイオニアになってほしいと。

委員：
それだと、みんな参考になりますからね。

委員：
モデル地域には、手を上げてもらったのですか、こちらからお願いしに行ったのですか。

事務局：
環境衛生協議会の会議には顔を出させていただき、このとき説明をさせていただいて、その中でうちでもやってみようかと手を挙げられたところという形です。

委員：
モデル地区をあっちこっちに作ることが、一番手っ取り早いかと思ったのですが。

会長：
　モデル地区を作るときには倉敷市全体を見て、この区域が倉敷市の全体をよく反映していることを見て、うまくいくところと、それから全然できないところ、それぞれの特性があるでしょうから、その中から３地区を選ぶ。モデルを作るところは全てレベルが高いところでは上手くいかないし、全て低いところでも上手くいかない。大体これが倉敷の平均となるようなところを選ぶと、それを応用していくことができる。

委員：
　地域の人情問題として、地域の連携が強いほどお互いに親しくて、なかなか注意できないこともあってやりにくいのではないかと思いますが、一方、モデル地区になれば、一人一人が認識を持ってもらえてよいのではないかと思います。

会長：
　倉敷市でも地域によって雰囲気が違うのでしょうね。山口県の下関でも犬の糞を拾おうということになっていますが、結局、犬を連れて散歩をしていたときに、袋は持っていても拾わない、これでは話にならない。そういうことが上手くいっている地域と、反面教師的な地域があるので、３地区からデータを拾い上げていかなければいけませんね。

委員：
　以前の会議でも申し上げたのですが、今までの啓発の看板はベニヤなどの安っぽいものでしたが、この度、議員立法で条例ができたことですし、この機会にユニークで立派な目立つものを、多少お金がかかっても作っていけばよいのではないかと思います。直接口で注意したら人間関係に支障がでるので、よく糞のある散歩コースにそういった看板をしっかり立てて、啓発していく。予算をかけて、看板による啓発で成果を上げる方向で、議会の方も検討してほしいと思います。特に環境衛生協議会では必ず糞の問題が出てくるので、是非よろしくおねがいしたいところです。

会長：
　ありがとうございました。

委員：
　これは私の勘違いかもしれませんが、モデルの３地区は苦情の多い代表地区であると思っていましたが、そうではないのでしょうか。

事務局：
　前回の審議会では苦情の多いところをモデル地区にといった話があったので、そのときには東小学区と万寿東学区と老松学区の３学区としていました。説明会のときにも、そこでの苦情が多いと説明させていただいたところ、万寿東学区と老松学区よりモデル地区として手を挙げていただきました。そのときに中洲の方が酒津公園も苦情が多いということで話があったので、じゃあという流れで代表地区に加わりましたので、厳密には苦情の多い地区というわけではありません。

委員：
　よく分かりました。それで、モデル地区ということで申し上げたかったのは、飼い方の管理の話をするにあたって、殺処分数を減らすために行っているという話をしたのでしょうか。モデル地区でも、地区の誰が啓発員なのか、住民は知っているのでしょうか。

事務局：
　啓発員自身がどう思っているのかということもあり、チラシは作成しましたが、広報自体は啓発員に任せています。自らもチラシを作成して回覧し、自分達がやっていると周知しているところもあれば、苦情が増えるということでやってないところもあります。こちらとしても、どうすればよいのか図りかねるところもあるので、お任せしているという状態です。ですので、その地区の啓発員を住民が知らないというところがあるのは否めません。

委員：
　難しいことだと思いますが、モデル地区を育てる作戦や配慮が必要なのではないかと思います。と言いますのも、自分達がやるんだと言う啓発員の意識をつぶすわけにもいかないし、負担をかけて気の毒な状態でやっていただくのも悪い気がしますので。

会長：
　それぞれのモデル地区で、啓発員の活動によってどこがどのように改善されたかという効果を、なにかの形でうまく集計して測れればと思います。やりっぱなしというわけにもいかないし、上手くいかなかった理由があれば、どのようにしていくか細かく拾い上げていけばと考えています。

委員：
　それから、適正な飼い方を定めた条例があるということを、みんなに知ってもらうことが必要だと思います。

会長：
　ありがとうございました。他に。

委員：
　ペットサポーターとして３地区あるということですが、啓発員制度について、モデル地区という形で広報しているのでしょうか、サポーターを公募しているのでしょうか。自分のところでやってみたいという問合せがあった場合にどう対応するのでしょうか。

事務局：
　広報した方がよいという意見は承りますが、先ほど申し上げたように、積極的に広報していくのはどうかと、こちらとしては考えていたところがあります。
　また、現在は試行ということで制度の問題点を洗い出しているところなので、現在のところ一般公募は考えていません。
　今の段階では広めていくことがどうなのかを検討している状態ですので、現状では回答しかねます。

会長：
　まずは地区を細かく精査していくことからということですね。
　それでは、以上で、本日予定していた議事は全て終わりました。円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。では、事務局へお返しします。

３．閉会
田中参事挨拶